

## 調布市議会改革検討代表者会議第15回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

### 1 日時・場所

平成24年10月2日（火） 午後2時00分～午後3時59分

於：全員協議会室

### 2 伊藤座長あいさつ

朝晩はめっきり秋の様相を深めてきた。先般は大きな台風が通過して心配したが、特に調布市には大きな被害はなかったということで、安堵している。議会改革検討代表者会議で決定した、災害対策支援要綱に基づき発令する事態にならないように祈っていた。本日は案件が多いが、この後幾つか行事もあるので、ぜひ委員におかれては活発な議論をいただくとともに、議事の進行には御協力いただきたい。

### 3 検討・協議事項

#### (1) 第14回代表者会議における合意事項

川畑副座長：前回第14回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料9を配付してあるので確認をお願いします。内容は、少数会派については、会派の位置づけを明確にしたこと、常任委員会等の動画配信等は、ユーストリームによる常任委員会の配信をしていくこと。資料等のデジタル化推進と本会議場におけるプレゼンツール導入、デジタル化の推進については取り組みを進めていくが、情報通信機器等の導入については、今後の検討課題としていくこと。また、委員会におけるパネル等補助資料を使用するときは、事前に委員長に申し出をすること等をその内容としている。

#### (2) 一問一答方式の試行について

川畑副座長：一般質問の一問一答方式は、第2回定例会から試行しているが、第3回定例会においても18人の通告者のうち8人が一問一答方式による質問を行った。御意見等をいただきたいが、仮設した質問者席を本格的に固定設置した場合の見積もり費用を資料42で配付したので、参考にしてほしい。最初に座長から気がついた点があればお願いします。

伊藤座長：第3回定例会の一般質問を通じて、一問一答方式で気づいた点を幾つか私からお話する。1つ目として、質問内容を、大・中・小項目に通告するが、大項目、中項目の通告内容やタイトルが広すぎて、小項目・細目が書かれていないため、どこからどこまでが一問の範囲なのかが、わかりづらくなっていた方が見受けられた。こうしたことから、質問通告については、できるだけ丁寧な質問要旨を記載して通告することをお願いしたいと思う。2つ目として、質問と答弁のかけあいがかうまくいかなかった事例が見受けられた。一問一答なので、一問の質問をきちっと分けて質問するか、あらかじめ、質問

の冒頭に、質問順を発言するなどの工夫が必要だと感じた。例えば、質問の要旨を先に説明してから質問に入り、質問と答弁、質問と答弁というように、きちっと分けて質問をするよう、質問と答弁がスムーズに進行するよう努めるようお願いしたい。次に、3つ目として、一般質問をする際、質問者は、冒頭に「一括質問」、「一問一答質問」どちらの質問形式を用いて質問するかを発言するようお願いしたいと思う。その他、委員から意見等があれば、願います。

雨宮委員：市長と質問席の距離が離れすぎている。どこからどこまでが質問なのか、よくわからない質問者がいた。

ドゥマンジュ委員：議長の許可を得てから質問席に行くまで時間がかかってしまった。

対面式で一問一答方式の質問をするには、市長と質問者の距離が離れすぎたと思う。質問席は、もう少し市長に近いところを考えるべきだと思う。市民の方からは音声が小さく、聞きとりにくかったことも聞いたので、マイクのあり方も改善すべき課題だと思う。

伊藤座長：第4回定例会に向けて、一般質問を予定しているすべての議員さんに、一般質問の通告のあり方を書面により説明を重ねていきたい。大、中、小項目、さらには細項目にまで及ぶ方もいれば、そこまで書かなくても、質問の要旨を最初に発言してから、お聞きすることにより、そのすべての枠が想定できるということが可能になってくると思うので、通告の仕方、または発言の内容を幾つか試行をお願いしているので、資料の配付は早急に行いたい。質問者席の設置は、第4回定例会に向け、議場のセンターに発言席を設置したいと考えている。ただあくまで試行なので、マイク設備を登壇席のようなマイクを本格的に設置することは、現在は無理である。先般使用した音響システムを活用することが前提になる。結果を見て、最終的な判断をされたいかがかと思っている。カメラの位置は、発言席の左右に設置してあるカメラを活用するが、最終的にはセンターにもカメラを設置し、それぞれカメラの角度を確認しながら今後対応していきたい。本会議場にその準備は整っているので、会議が終了した後、御確認をお願いしたい。

川畑副座長：議長からの提案を含め、第4回定例会に向けて、質問通告の仕方は、できるだけ丁寧な質問要旨を記載して通告すること。質問と答弁がスムーズに進行するよう努めること。例えば、質問の要旨を先に説明してから質問に入り、質問と答弁、質問と答弁というように、きちっと分けて質問をすること。質問者は、冒頭に「一括質問」、「一問一答質問」どちらの質問形式を用いて質問するかを発言するよう努めること。質問者席は、試行ということで第4回定例会は本会議場中央に設置して一般質問を行っていくことを確認し、決定するが、よろしいか。

—了承—

雨宮委員：質問者席設置の見積もりで、配管のところ、露出配管なのか、埋設なのか、

確認したい。

伊藤座長：議場のフロアはコンクリートで固められていると想定するので、その中に埋設する作業が伴うと思う。

大河委員：講演台の折りたたみ式とはどういう意味か。

事務局：今試行で使用しているのも折りたたみ式であるが、マイクがつき固定して使用すると折りたたみなくなる。納品の段階では折りたたみ式である。

ドゥマンジュ委員：講演台は今使用しているものを使えないのか。

伊藤座長：現在使用しているものは、教育委員会から借用しているので、返却しなければならない。新たに購入する必要がある。

### (3) 議会基本条例について

川畑副座長：伊藤座長から議会基本条例の策定について、提案がある。

伊藤座長：代表者会議は昨年10月以来、これまで、14回の代表者会議を開催し、合計127項目の提案中、92項目の提案事項について検討・協議をしてきた。そのうち、70項目の提案事項は、その方向性や取扱等が合意・決定され、現在、20項目が継続協議となっている。また、提案されていて協議していない未協議の項目は、35項目を残しているが、今後の代表者会議を効率よく協議し、皆様のご協力のもと、できれば年内にすべての項目の協議を終わらせたいと考えているところである。なお、未協議事項の一覧を資料43で配付してあるので、参照をお願いする。この間、皆様から提案された議会改革の項目を議論・協議してきたが、提案された各項目を見ると、その基本となる柱・考え方は、議会の基本となる理念の確認や、議員の責務あるいは、議会や議員の活動原則を基本とする具体的な議会運営の項目が提案され、協議されてきている。例えば、提案された各項目の基本となる考え方としては、「開かれた議会」であり、「議会の活性化」にするための議会運営上の施策、あるいは「市民への情報公開」であり、「市民への説明責任」を果たすための方策や環境整備等を改善する考え方を基本とし、それぞれの提案項目が提案され、協議されてきたところであると認識している。これまでの合意・決定された個々の項目の方向性を見ると、議会としての基本的な原則や考え方が確認・合意されてきており、これらを整理すると、調布市議会の基本的理念や議員の責務並びに議会・議員の活動原則につながってきているところである。

議会基本条例の制定については、第4回代表者会議（平成23年12月21日）において、制定に向けた取り組みをしていくことを決定し、その検討方法等については、別途協議していくことで確認されている。議会基本条例については、来年の6月までには策定したいと以前から申し上げている。これは、現在、代表者会議において議会改革を検討させていただいているが、提案されている議会改革事項と同様に、議会基本条例もあわせて、現在の役員構成の任期内に、提案された議会改革の方向性と基本条例の策定を進めてい

きたいと考えているところである。限られた任期内に結果を出さないとなると、新たな構成員でゼロからの再出発となり、これまで検討してきた時間が無駄になると考えているからである。そこで、提案としては、1つ目策定・検討方法は、この代表者会議において行うこと。これまでの議会改革の協議を重ねた実績を生かし、活用することでこれまで協議してきた時間を有効活用するとともに、委員のこれまでの識見を議会基本条例案に反映させることにある。次に、2つ目として、議会基本条例の策定に当たっては、これまでの代表者会議において、検討・協議され決定された事項の基本的な方向性を整理・勘案して条例案を作成すること。3つ目として、代表者会議で検討されなかった事項で、条例上必要と思われる条項等については、座長案として提案すること。

次に、検討方法であるが、これまで議会改革で決定されてきた具体的事項を勘案し、その方向性を整理したもの、あるいは、議会基本条例に必要と思われるものについて、私どものほうから、案という形で提案させていただき、協議をお願いしたいと思っている。また、代表者会議における検討事項もまだ残されていることから、今後の代表者会議では、前半を残りの検討事項を協議する時間にあて、後半を基本条例の検討にあてて協議するなど、代表者会議の中で平行して検討していきたいと考えている。そのためには、1回の会議時間が、これまでの会議時間より長くなる可能性があるため、これまで以上に委員の御協力が必要となってくるので、ぜひ、御理解の上御協力をお願いする。限られた時間であるが、できれば、来年の第1回定例会に条例を上程し制定していく取り組みを進めていきたいと思っているので、御協力をお願いする。

川畑副座長：座長提案に意見等があれば、伺う。

雨宮委員：議会基本条例の策定は、全委員の合意であることは確認されているが、開かれた議会を目指すことが、議会改革の大きな目標になっている。議会の憲法とも言うべき議会基本条例の策定に当たり、市民の声はどのように吸収していくのか。

伊藤座長：代表者会議で提案した条例案、もしくはその他資料については、1つの方法として、ホームページなどですべて公開し、随時意見をいただいていく。また条例案はある程度の段階で、パブリックコメントなどを実施し、意見をいただいていくことを考えている。

雨宮委員：策定過程の中で、パブリックコメントや一連のことに取り組むことはわかったが、行政がつくる条例でも、素案というかたたき台をつくる前の段階で、市民との意見交換を行っている例が多いと思う。本日も午前中、景観計画の策定検討委員会があって、傍聴してきたが、まさに条例の条文をつくる前の段階の意見交換だった。議会基本条例のスタートのところから、きっちりしたものにしていける必要があると強く思っている。そのへんについて、皆さんの意見を聞きながら、具体的にどうするか議論を進めていく必要があると思

う。

ドゥマンジュ委員：策定するには、他市の状況を研究するとか、市民にアンケートをとるとか、市民に対し事前に説明会をするとかをしながら条例策定をすべきと提案をさせていただいた。市民の声をどう取り入れていくかは重要なところだ。予定されている代表者会議は年内だと4回ぐらいだが、その中で継続している事項が20、未検討・協議事項の35項目を含め、協議検討するのは、日程的にタイトだと思った。座長は委員の任期中に策定すると言われたが、任期中でなくても、議員の意識改革も皆で共有して持っていき、また、期を新たにして練っていくことも必要なのかなと思う。メンバーが変わると、またゼロからのスタートになるとの話があったが、皆会派を代表して出てきているし、会派の中では皆共有しながらやってきていると思うので、ゼロから始まることにはならないと思う。つくるのがありきではなく、話していく中で、市民の声や議員の声をもっと聞きながら進めていく中での条例であるべきだと思う。

大河委員：基本的には、議会基本条例を策定することに、反対しているわけではない。つくっていくべきだという意識は、座長と同じである。ただ、当初から話していたように、今議会への不信、さまざまところでいろいろな意見を聞く。市民の皆さんが思う開かれた議会は、どういうものをいうのか、市民は議会にどのような思いがあるのか、アンケートをとるべきだったと思うし、これからまず最初に市民の声を聞く。青森に行ったとき、伊賀の事例では、議会のありかたを聞くために、市民のところへ出て行って、56会場、83団体、500人の市民の人と意見交換をした。その中から議会の問題点や改革点を探りながらつくったという話もあった。所沢市の例では、特別委員会をつくって、行程表を考えていったときに、やはり基本方針をどうするかということの中で、資料を作成したり、他市の勉強をしたり、それなりの時間はかかる。座長が最初に、いろいろな改革をしていけば、どんな項目を入れていくかは、見えてくるのではないかという話があった。議会報告会なども実施されていない中で、素案は座長案とした整理されたものが出てくるとの話があったが、私たちがやってきた中で、どういったものを入れ込んでいくのか、そこから議論をしていかないと、そういったことまで、事務局任せというか、私たち自身がそういうことに汗をかきながらやっていくことに意味があると思う。そして、終わりの時期が、できれば3月議会という話があったが、大変難しいと思う。やはり、議員は4年任期があるので、同じ議員の中で思いを一緒に会派とかで共有しながら進めていけば、その年月の中で策定することは可能であると思うので、拙速にいつまでにと話にはならないと思う。

小林委員：座長の決意は、伝わった。ただ、当初議会基本条例を策定するための研修、代表者会議でやることはいいが、傍聴議員も全員ではないし、皆がどういうふうに考えているのか、全議員がかかわっていく、研修していく、そういう場が1回あったが、数回必要ではないかと思う。また、市民に対するアンケ

ート調査あるいは、パブリックコメント等、やはりつくるからには市民の声も、当然お聞きしなければいけないし、本来私ども提案していたのは、特別委員会なり、そういうところで、じっくりと。未処理の項目をやりながらというのは、なかなか相当ハードかなという気はしている。座長が成し遂げたいというのであれば、協力することはやぶさかではないが、同僚議員にも聞いていかないと、なかなか時間がかかるかなという思いはしている。

高橋委員：座長のスピード感を持ち進めていくお話は理解できるし、できるだけ協力させていただきたいと思う。皆さんからお話しが出ていたが、当然座長は決して拙速にという思いではないことは十分理解できるし、今後市民の声を聞く部分についても、私も賛同できるし、同じ思いでいる。冒頭議会改革検討代表者会議が始まったとき、来年の6月が目標にというか、その間に達成させたいという座長の思いもあるし、難しい諸問題もあると思うが、まずは、座長がおっしゃっていた目標としているゴールに向けて、取り組んでいく間に、何らかの形で支障が出てきたり、見直しが入ったりすれば、その時点でそれ以降の方向性を協議していく。私どもは、今座長が思い描いているスケジュールに向けて、スピード感を持ちチャレンジしていく姿勢の部分にぜひ協力させていただきたい。その間に必要なものは、必要な時点において、スピード感をもって取り組んでいく形でぜひ推進していきたいと思う。

雨宮委員：議会報告会の実行委員会が開かれ、今議論している段階では、第1回の報告会は、来年の第1回定例会が終わった後くらいを目途にということで、いろいろ取り組みを始めている。事を行うには、それだけ手間も暇もかかるということだ。もちろんゴール地点は目安として持つのはいいが、基本条例という性格のものだと、正確さも要するし、いろいろな調査もやったり、市民の意見を聞いたりということも、慎重に取り組むことも保障されなければならないと思っている。事務局でまとめていただいた全項目に通し番号を付けて整理した表、提案番号の1から8までが議会基本条例にかかわる内容だが、その中で、ほとんどの会派が、アンケートやパブリックコメントをやる、あるいは市民との対話をやろうということを行っているわけだから、そこは議会の総意というか、意思として尊重する必要があると思っている。もう少し煮詰めると、例えば来年の3月なり6月を目指したときに、どういうタイムテーブルが描かれるのか、そのへんが見えてこない、例えば、パブリックコメントもやるし、アンケートもやると口頭で言ってみても、アンケートを実施するにしたって、2千とか3千無差別抽出をやる方式になるのか、どういう方式になるのかということから、検討が始まるわけだ。場合によっては、質問席の見積もりではないが、予算措置だって必要になってくるかもしれない。だからそういうふうに、1個1個詰めていかないと、オールオーバーの時間はこれだけですよという、言わば出口だけ決めてそこに向かってというのは、荒っぽい進め方ではないかと強く思う。

林委員：座長の定める目標に向かって、物事を決めていくとき、目標を定めないと、

ずるずる行ってしまうというのが通例なので、代表者会議のこの場で物事を決めていく以上、積極的に目標に向けて取り組んでいくべきと思う。スケジュールは大変タイトだと思うが、市民の意見を聞くのは、もちろん大切だし、議員にとっても、それは基本であることは理解しているつもりであるが、ただやはり市民によって選ばれ、議会に出ている私たち議員が主導して物事を決めていかないと、市民には様々な意見があり、参考としてしっかりと議員が条例案づくりに生かしていくべきなのではないかと思う。座長案を示されるような話があったが、その前段としては、やはり条例案の中にどういったものが必要なのかについては、ここの中で例えば素案とかは皆で議論しながら作りあげていくべきだと思う。それに際しては、ただき台なしでは進まないかもしれないので、骨子の素案は、座長のほうの力も借りながら進めていければと思っている。

井上委員：まず、議会改革代表者会議の正副座長と委員の任期は来年の5月いっぱいであることが、基本として位置づけられていると思う。要綱を規定して、平成25年5月31日までの位置づけで、議会改革代表者会議が進められてきている。その中で、座長の考えとして、各会派から選出されている委員が議会基本条例の策定については、全会一致で方向性を確認されていることで今回の提案がされていると理解している。いろいろな委員の意見もある中で、当然丁寧に条例を策定していくわけなので、丁寧な対応が求められるのは当然のことだと思う。まずこの任期の中で、少なくとも、議会基本条例については、どこまでできるかという議論はあると思うが、緊張感を持って、スピード感を持って、きちっと結論を出していく考え方を進めていくという方向でよろしいのではないかと考えている。座長の思いも十分受けとめさせていただいているので、もちろん異論のある中で、全部潰していきながら進めていくというやり方ではなく、きちっと合意形成を図りながら、任期のゴールに向けて、できる限りのことを、最大限やっていく方向で進められたらいいのかなと思う。

大須賀委員：私は、任期の中ですべての案件に一定の結論を出すべきだと思う。そういった意味では、来年5月までが我々の任期なので、座長の強い思いもあるので座長の考え方は3月の第1回定例会に議会基本条例を出したいという考えだ。もう一つの考えは、6月の第2回定例会に出すという2つの案にそって、それぞれの日程を出していただければ、議論ができると思う。今までの議論を聞いて一番ポイントになるのは、市民とのチャッチボールだ。私は1年やるから、2年やるから市民とのチャッチボールは十分できるということはないと思う。例え半年であっても、市民とのチャッチボールは、やり方によっては、きちんと濃いチャッチボールができると思う。もう一つ基本的な考え方だが、議会改革は、座長のリーダーシップが非常に強いと思う。そういった意味では伊藤座長のもとで、すべての結論は出したいと強く思っている。

伊藤座長：後ほど後段で私の気持ちはお話しさせていただきたいと思う。まず、代表者

会議がスタートした時点で、中身の議論は別として、最終的に基本条例を策定しようということで、それはいつまでに、ある程度の段階においてその都度発言させていただいているところである。荒っぽいやり方だという指摘もあった。もしくは、事務局に任せきりというような御意見もあった。私はそれらをすべて否定する。議論を進めるに当たり、中身を幾つかの場面を想定していただければありがたいが、きょうのこうした会議を迎えるにも、正副座長がすべて中身を精査し、この方向で最終的に議論をしたい、もしくはこういう議論があったので、このことを反映させ、こうした形にしたほうがいいのではないかとということ、数多く時間を費やして、やってきている。したがって、事務局に任せきりということは当たらない。もう一方、荒っぽいというような表現があったが、来年の6月までに一定の結論を出すということ、これを前提で代表者会議の要綱が定められていると理解をしているところだ。議会基本条例は、来年の6月までに、策定をしたいということ、を申し上げていることは、変わりはない。また、先ほど申し上げたが、役員構成の任期内に基本条例の策定をしないことになる、また改めてゼロからの出発になるということも、先ほど申し上げたところである。代表者会議の発足時においても、私に対するリーダーシップを期待している発言もいただいていたので、私もその任を全うしたいとの思いを現在も強くしているところである。その責任においてこの条例策定をしていかなければと強い思いを改めて表明させていただく。パブリックコメント、もしくは市民の意見聴取、アンケートなどの提案があったが、後に機会を設け議論を進めていきたい。時間は厳しいかもしれないが、会議を開催するので、ぜひ出席いただきながら、前に進めていきたい。

川畑副座長：座長提案のとおり検討を進めていくことを確認したいが、御意見がまだあったら、願います。

小林委員：市民アンケートはまた協議していただけるということなので、そのときにお話しさせていただく。代表者会議で初めて基本条例についてお話をされたわけなので、できれば全員協議会を開いていただき、ほかの議員の意見なりが出るかどうかかわからないが、全議員がかかわることでもあるので、座長の思いを伝えていただき、意見等がそこで出てくれば、あるいは今後各幹事長に意見を出してもらうことでもよいと思う。それはやっていただきたいという要望である。

伊藤座長：もちろん、議会全体の課題なので、全議員に対し、その方向性や考え方は申し上げ、理解をいただく努力はしたいと思っている。もう一方、前段で、この代表者会議でそのことまでたどり着けないような意見が多くあるとすれば、前に行くのは忍びないわけであり、まずは代表者会議で方向性としては、いいと、全員協議会もしくは、全議員の関係するような意見聴取を含めやるということも共通した理解のもとに、前に進めさせていただければというふうに考えるので、よろしく願いたい。

雨宮委員：進めることは、皆異存はないと思う。むしろ、今回具体的に日程も含め議会基本条例に言及があったことは、歓迎している。ただ、タイムテーブルがなかなか見えないところで、ゴールだけと言われてもどうなのかというのがあがる。例えば、小林委員も言われていたが、パブリックコメントをどうするのか、全員協議会をどうするのかとか、荒々の日程が見えてくると、それと先ほど大須賀委員が言われたように、第1回定例会が可能なのか、2定まで必要なのかにもつながってくると思うので、そのあたりの荒々のスケジュールは、本日でなくてよいので、次回あたりに示していただければ、さらに考えやすいと思うが、そのへんはどうか。

伊藤座長：そのへんの考え方と今後のスケジュールは、近々のうちに示したい。ただ、来年の6月を目途に代表者会議であらゆる苦勞を乗り越えても、議会基本条例を策定することでスタートしている。今初めて来年の6月と申し上げているわけではないので、荒っぽいとか、事務局任せという意見は寂しいなと思う。

ドゥマンジュ委員：議会基本条例を見るポイントとして、市民参加がどれだけ図られているかは結構重要になっている。座長から、パブリックコメントや意見聴取をどのようにしていくか、新たに場を設けて、協議するということがあったが、いろいろ報告会でも、市民の意見をどのように受けるかは、今のところは広聴の観点から、お聞きすることになっているが、ほかの議会では、それをもとに議会の政策を考えていくために、市民の意見を聞くというような積極的な仕方をしているところもある。市民の意見を聴取するところが一緒になっていない中で、議会基本条例、市民に開かれた議会をつくることでスタートしているから、そういう意識の違いを乗り越えて一つのいい条例をつくるためには、丁寧にやっていく必要が本当にあると思う。言いたいことは、パブリックコメントや意見聴取の仕方など、市民参加をどうつくっていくか、その協議の場を早めにしっかりつくって話し合える場を実現していただきたい。

伊藤座長：代表者会議において、議会基本条例を策定するに当たっては、委員の任期内に行うことは、皆さん異論はないと理解している。したがって、これからの日程の中で、それぞれの基本条例をつくる時は、最終的には、徹夜で議論したよというような、報告も全国市議会議長会を通じ、話を聞いているので、これから相当の労力と時間を割いていただくことも受けとめてほしいと、お願いをしているところである。今後のスケジュールは、早急に御提示するが、御協力をお願いする。

林委員：私は市民参加を否定しているわけではないし、市民の意見を全く否定しているわけでもない。市民の意見は様々な意見があるわけなので、そういう場において手を挙げた人、パブリックコメントや声の大きい人やその場で意見を言った人の意見だけが市民の意見ではない。そういう意味で、法定手続きで選ばれた議員が主導して、そういう意見を聞きながら、政策に生かせるものは生かして、変えていかなければならないということを申し上げている。市

民の意見ではなく、議員が決めていくと極端に言ったわけではない。

川畑副座長：議会基本条例策定については、意見をいただいたが、座長が提案した方向性で進めることを了承することに異議はないか。

—了承—

(4) 議員ウェブ情報について

川畑副座長：この案件は、第11回代表者会議（6月22日開催）で協議された「広報活動の充実について」の中において、提案番号59番で提案された「議員紹介には各自保有メディアを必掲（サイトURL、twitter アカウント、FB ページなど）」の提案については、議員紹介情報は、全議員の意見を聞き、その方向性を検討することとなっていた。この合意を得て、その後、全議員さんに調査を行い、その調査結果を資料44で、配付してあるので御覧いただきたい。この件について、座長から発言がある。

伊藤座長：各議員さんのホームページへのリンクやアドレス等の情報を議会のホームページに掲載することなどについては、第11回の代表者会議で、議員全員の意見をお聞きし、その方向性を検討することとしていた。調査結果が出たので、資料44を御覧いただきたい。調査結果としては、ホームページへの掲載は、賛成16人、反対2人、どちらとも言えないが10人であり、議員自身のメディアアドレスの公開を希望する方が22人、希望しない方が6人という結果が出た。この結果から、少なくとも反対の方、また、公開を希望しない方がいる状況では、掲載や公開については、実施できる状況ではないと判断した。したがって、この提案は、見送ることにした。

川畑副座長：座長の発言に意見等があれば、伺う。

高橋委員：6月時点で、この会議において、全議員にアンケートをとって、その結果の判断をすることで進んできたことは、十分理解しているし、提案は見送ることも理解する。ただし、検討いただきたいのは、自分のメディアアドレスの市議会ホームページでの公開を希望するが22人、希望しないが6人の数字は意味合いとしてとても大きいと感じた。例えば、28人のうち22人が希望しているのであれば、希望者だけでも掲載する判断をいただくことはできないか、検討いただきたいと思う。

ドゥマンジュ委員：自分のメディアアドレスの市議会ホームページでの公開を希望するが22人いて、議員のウェブ発信メディア等のホームページへの掲載に賛成は16人であるが、その差は何か。

高橋委員：推測の部分もあるので、間違っていたら訂正いただきたいが、メディアを持っている人は、必ず掲載しようという提案をした。全員が掲載することにしようということに、賛成、反対、どちらでもいえないという判断がされたと理解している。ただし、自分のものを掲載したいかということ、22対6だったと理解している。

林委員：座長から、現在の段階では実施を見送るとの結論が出た以上、この場では、見送るべきだと思う。ただ、高橋委員の発言は、また改めて継続的に考えていけばよいと思う。

伊藤座長：私が見送るとした意図は、こういうものについては、ほぼ全員の共通した理解が必要だと考えた。ついでには、どちらともいえない、もしくはよしというような形で、すべてがそういう分類であらわせられれば、いずれそういう機会も来るだろうということで、今後も議論は重ねていってもいいのではないか。

高橋委員：希望する22人の議員については、別の機会でも結構なのでぜひ検討していただく方向を要望したい。近隣を調べたが、三鷹市、武蔵野市、府中市、世田谷区は、全員ではなく、希望者だけ掲載しているだろうと読み取れるので、ぜひ検討をとという意見である。

ドゥマンジュ委員：反対は2人いたので、見送りということだが、ほかの検討・協議事項では、反対がいても、進める結果としたものがあるので、整合性がないと思うがいかがか。私は、希望する方がいらっしゃるなら、載せてもよいのではないかと思う。

川畑副座長：議員ウェブ情報について、座長提案のとおり御了承をお願いします。

#### (5) 議会広報特別委員会設置について

川畑副座長：議会広報特別委員会設置については、前回の協議において、座長が提案した(仮)議会広報委員会所掌事項等において、改めて本日の会議で、提案することで継続となっていた。本日、座長から資料46として、議会広報委員会要綱(案)を配付したので、伊藤座長から説明をいただく。

伊藤座長：前回の会議で提案した現行の市議会だより運営委員会の発展・拡大を図るため、市議会だより発行規程を全部改正し、名称も議会広報委員会と改正したいと提案し、また、広報委員会の検討テーマ等所掌事項については次回に提示すると申し上げたので、本日、その案を資料46で提案させていただく。最初に、前回の提案では、現行の市議会だより発行規程を全部改正し、新たに議会広報委員会という名称の規程として改正したいと申し上げた。しかしながら、現行の市議会だより発行規程は、訓令としての規定であり、例規の説明となるが、本来、訓令は地方自治法第154条の規定に基づき、その補助機関である職員に対して、内部的な事務運営等について指揮監督するために発する命令をいう。そこで、平成23年3月に調布市議会における規則等の取扱いについて議長決裁を仰ぎ、訓令は議長からその補助機関である議会事務局職員への下命で、議長権限内の事項であること及び下命先が補助職員であることとしたところである。こうしたことから、今回の提案は、訓令である市議会だより発行規程を廃止し、要綱として調布市議会広報委員要綱を設置することを提案するものである。

それでは、資料46をご覧ください。設置の目的は、議会に関する情報

を広く市民に知らせるために必要な事項について協議し、市民の議会に対する関心を高めることを目的としている。委員会の所掌事項は、市議会だよりの編集及び発行に関する事。議会のホームページに関する事。インターネットによる議会の会議の放映に関する事。議会における情報通信機器等の導入に関する事。その他議会の広報に関する事とし、議会の広報全般を所掌することとしている。委員会の組織は、各会派から1人ずつ委員を選出していただくが、5人以上の交渉会派からは、2人の委員の選出をお願いしたいと思う。これは、この委員会が議会の広報全般を所掌することとあわせて、議会の広報機能を高めるため、委員の増員を図ったものである。任期は、現行の委員会条例の規定を準用している。また、委員会は、議長の求めに応じて委員長が招集し、原則公開とするが、委員長が必要と認めたときは、非公開にすることができるとしている。実施時期は、第3回定例会の市議会だよりの発行等の関係もあり、12月から新たな広報委員会を設置していきたいと考えている。

川畑副座長：座長の説明に意見等があれば、伺う。

大河委員：以前から話をしているが、議会改革中でも、広報、広聴機能の充実という言葉があるように、今回の広報委員会要綱の中で、広聴機能的な部分があるとするれば、どの部分か。

伊藤座長：雑則の中に、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるとなっている。委員会の議論の中で、広聴が必要だと、もしくはこれ以外にも必要と判断されたときに、議長が最終的に判断することになるが、可能であると理解していただければよいと思っている。もう一方、地方自治法の改正が先般行われ、改正の中に、地方議会において、本会議における公聴会、参考人招致を含め可能となったことがある。その意味から、広聴機能を否定するものにとらないでいただきたい。

大河委員：市長の広聴機能としてのタウンミーティングがあったり、議会報告会も説明責任ではあるが、ある意味市民意見を把握したり、双方向の部分があると思うので、あるということであれば、このような要綱でもよいと思う。もう少しはっきりとということであれば、本来的には広報、広聴委員会要綱でもよかったという意見を持っている。

伊藤座長：そのように解釈していただければ、ぜひ御理解をいただきたいと思うところである。このテーマと違うが、議会報告会のところに触れられたので、確認を含めてお願いするが、現段階での私の考え方は、双方向でのやりとりは議論の中になかったと記憶している。したがって、議会からは報告をする。市民からは御意見をいただくが、それに対するやりとりはしないと理解している。間違った発信をされると困るので、ぜひそのところは、御理解をお願いする。

大河委員：私は、第1回の議会報告実行委員会での議長の発言の概要を見ながら発言をしたが、多様な市民の意見を把握することが求められているので、行う。そ

これは翻ってみれば、議会報告会は市民の議会に対する批判や、市政への政策提言などを直接聴取する機会としてあるので、どういう形にしろ、そういう機能を持ちながらいくという認識でいるが、その認識は間違っているか。

伊藤座長：そこでの意見のやりとりはしない方向で、議会報告会を開催していくところから、委員さんを選任し、その実施に向けて今準備をしているということであり、中身の方向性が大きく変わってしまうことはないので、御理解いただきたい。

ドゥマンジュ委員：どういう広報がよいのかは、双方向のやりとりがあってこそ、できていくと思う。三鷹市も市民参加の行政ところで、グローバルに載っていたのを見ると、全国で一番になっているが、ホームページのあり方が双方向である。このホームページをどう思うかというやりとりがある。広報というからには、どう見られているかというフィードバックがあって初めてより充実していくものだと思う。広聴という観点を雑則の中に入れ込められるということだが、どこかに広聴機能というようなことをぜひ明文化していただければと思うがいかがか。

伊藤座長：先ほどから申し上げているとおりであるので、御理解いただきたい。

雨宮委員：広聴の問題で、議長が別に定めるという規定の仕方は、案件ごとになるのか、包括的なのか伺う。

伊藤座長：案件により、必要を認めたとすることであれば、広聴会を行うことはやぶさかではない。しかし委員会の中で、意見が分かれたりなどで、議長が必要ないと判断したときには、行わないということにつながっていくと思う。必ず議長判断は了承ということではないので、御理解をお願いします。

大河委員：ホームページに関して、どう受け止めているのか知りたいとか、市議会だよりをどう思ったのかとか、そういう内容について委員会として確認をしながら、よりいいものにしていきたいという場合、できると幅広くとらえるという意味でお聞きした部分がある。それはそのように考えてよいのか。自治法の改正での公聴をという話があったが、そういう観点の広聴というよりも、むしろ広報活動がより有効に機能するための広聴という意味でいけば、ホームページを見ている方が、もう少しこうしてほしいのではないかということで、アンケートをとるとか、市議会だよりのどこかに、ファックスしてどの記事がどうだったか、アンケートをとれるように、工夫して委員会の中でやることはあるのではないかと思うが、それを要綱から読みとることは可能かを聞いている。

伊藤座長：例えば、御提案のように、情報ツールをいかに有効に使うかは、これから大いに求められると思う。したがって、議会専用のホームページを想定したとき、その中身において、市民の方が記事をどう受けとめたのかを含め、バックしていただくシステムは可能であると思う。そうした情報収集は委員会において、議論していただき、方向性を出していただければ、何ら問題はない。

川畑副座長：資料46の調布市議会広報委員会要綱案は、御了承いただけるか伺う。

井上委員：要綱案は理解したが、会派に持ち帰り、説明をした上で了承とさせていただきたい。

伊藤座長：次回の代表者会議で、最終的な結論を導きだしていただけるとの発言もあった。そのことを期待したい。なお、現在の市議会だより運営委員会委員におかれては、第3回定例会の市議会だよりの編集中であるが、すべての発行が終了した時点で一定の区切りをつけていただき、次の準備に入っていきたい。

川畑副座長：資料46の調布市議会広報委員会要綱案は、次回了承いただく方向で進めていくので、よろしく願います。

#### (6) 代表質問再質問・まとめについて

川畑副座長：提案説明をお願いします。

雨宮委員：代表質問は、市長に市政を総括的、包括的に質すものだが、それに対する答弁は、一般質問のように、制限時間内でくどくどというのではなく、あえて言えば1回に限りということになるかもしれないが、再質問を認める。再質問まで至らないが、答弁に対し、質問者の見解を伝えたいという、まとめができるということである。

川畑副座長：説明に対し、御意見等はあるか。

林委員：代表質問は結構長い時間をとっているが、これが、雨宮委員流に実施された場合、再質問またはまとめをするととなると、どれぐらいになるのか。

雨宮委員：運用でいけると思っている。あえて言えば、今定められている時間の中で行うということになるのかもしれない。

伊藤座長：ほかに意見もないようなので、座長から結論的なことを含めて発言する。これまでどおり、再質問またはまとめはしないという方向でお願いしたい。基本的施策は、市長の新年度における市政運営に対する所信表明であること。その所信表明に対する質問は、総括的、基本的な質問とし、大局的な観点からの質問であること。市長の所信表明に対する質問は、会派構成議員数により質問時間が異なること。詳細の質問については、別の機会（一般質問等）において確認できること。等の理由を勘案し、市長の所信表明に対して、再質問及び質問者のまとめ等についてはなじまないと考え、従前どおり再質・まとめはしないという方向でお願いしたい。

川畑副座長：座長の提案に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：私がこれを提案したのは、ほかの議会で代表質問の再質問を認めているところも若干あるようだったが、制度的にはだめということにはならないことを申し添える。

伊藤座長：数多く調査を行った結果、再質問を実施している市議会は全くないわけではないが、非常に少ない。我が調布市議会では、現状の運用でお願いしたい。

川畑副座長：座長の提案のとおり、御了承をお願いします。

#### (7) 本会議場における報告範囲拡大について

川畑副座長：提案者から説明をお願いします。

林委員：諸報告（特別委員会、組合議会等の口頭報告）は現状、定例会の一番最後に諸報告として、書面を配付して、口頭報告は省略している。市民にわかりやすくまた、議会の議論の様子を少しでも見える化の一環として、特別委員会、組合議会等の会議概要を委員長とか、組合議会の代表議員等が報告するのも、1つのあり方だと思う。ただ、時間をかけて実施するのめどうかなと思う。例えば委員長報告の討論は150字以内で行われているが、それも1つのあり方ではないかと思う。

ドゥマンジュ委員：資料24では、広域連合、一部事務組合の議会報告になっているが、などのを入れていて、議会を代表して外部組織に出られている議員が調布市議会の議場で外部組織の議事内容を説明されることが、市民にとっても他の議員にとっても情報共有する意味で、大事だと思って提案した。ふじみ衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、後期高齢者医療広域連合、以上の議会報告、三多摩上下水及び道路建設促進協議会の報告などが該当すると思う。議員が複数出ているところと1人のところがあるが、複数議員のところの報告者は、その中で協議していただければよいと思う。

川畑副座長：説明に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：林委員に確認するが、報告対象の団体はどのあたりまでを考えているか。

林委員：今諸報告で、書面で配付しているところを中心に考えていけばよいと思う。

大河委員：私もこの提案に賛同する。特にふじみ衛生組合等、市民生活に密接に関係している議会で何が問題になっているか、なかなかとらえにくい部分があるので、積極的な提案と受けとめ、早期に実現していただきたい。

伊藤座長：おおむね、実施したらということで、否定的な意見はなかったと理解した。そこで、委員に問いたいことが3つあるので、御意見を伺いたい。一部事務組合等の会議結果をだれがどうやって作成するのか。各組合議会等の報告内容の確認作業、複数の議会議員がいる場合、報告者の決め方はどうするか、意見をいただければ、次回方向性を出していきたい。

雨宮委員：だれがどうつくるかは、例えば視察に行った場合、報告書を書くが、一つは、そのように決まったフォーマットをつかって、そこに記入する。複数の議員がいる場合は、何らかの形で、代表議員がいるので、その議員に担ってもらう。ただ報告書はそこに参加している議員と合議でつくるのがよいと思う。

小林委員：今書面配付されているのは、事実関係だけであるが、主観と客観があるので、自分の思いが入ってしまう部分を考えると、特に複数で行っているところはチェックできるが、1人の場合は、チェック体制はどうなのか、そのへんが難しい。

伊藤座長：報告内容は、非常に難しいものが含まれていると思う。したがって、思いつきではあるが、プリント配付されているとなると、議会報告の中身については、傍聴されている方、インターネットの視聴者はわからない。最低限、平

成 23 年度の決算を審議したと、全員異議なく認定したというような、議案の結果を報告することで一つ前進するのかなと思う。もしくは、陳情審査なども、内容をあまり言うとお互いに意見がかなりあるので、方向性はこういうことだという結論を報告することにより、ふじみ衛生組合議会がどういう議論をして、どういう結論を出したのかの報告にかえたらと思う。皆の意見を聴取しながら、次回に向けて考えていきたい。

大河委員：少なくとも賛否が分かれたときに、どのような意見が出て、分かれたとか、調布市民にとって、気になることが出たりする場合があるので、決算が満場一致でというよりも、せめて大まかな、ちょっと何か入れていただいたほうが、聞くほうとしてはありがたいかなと思う。

伊藤座長：ふじみ衛生組合議会を考えると、調布市、三鷹市の議員が 5 人ずつで構成されているが、例えば調布の議員は三鷹の議員と違った意見を持っていて、調布の意見が多く、調布の意見のとおり決定した場合、他の自治体である三鷹市の議員の内容を調布市議会の議場で了承を得ずに報告してよいか、難しい問題であると思う。

大河委員：必要があれば、調布市議会で発言しますと、他の自治体の議員に了承とっていただくなりして、意見が分かれたなら、どんな意見が出て、結果はどんなだったかくらいは、最低あってもいいのではないかなと思う。関係している三鷹市議会では、文書のみでそういう報告はされていないのか。

林委員：組合議会にもよるが、賛否の議論それぞれはそんなにたくさん出ない事例もある。例えば反対の意見が 2 つ出た。賛成の意見は出ずに、挙手多数で可決に至った。異論は出たが、多数で通ったこともある。討論がない場合が多い。そういうことを考えると、先ほど座長が言ったように、事実関係だけは全員異議なく了承したとか、多数をもって了承したとか、賛成少数で否決されたとか、それにプラスアルファするとすれば、何対何を入れるかくらいが第一歩かなと思う。

大河委員：提案された側からそのくらいから始めてもらって、もう少しこういう発言を入れてもらえばいいというイメージをお持ちで、提案されたのか。どんなイメージで提案されたのか。

林委員：現状を鑑みると、口頭で事実関係の結果を報告することから始めていくのが、現実的であると思う。

大河委員：ほかの議会でどのようにしているか、内容的にどんなことをすれば、聞いていた人が、議員を出している意味を理解していただけるのかを含めて、たくさん出している会派もあるので、その会派に研究していただければと思うのでお願いします。

伊藤座長：次回までに、それぞれ関係している市議会のこと調査をしながら、座長案として提案していきたい。ただ、今ふじみ衛生組合のことが中心に議論されていたが、六市競艇にしても十一市競輪にしても、6、あるいは 11 の団体により構成されるので、調布市議会議場において、どの議員がどの意見を言

ったか、鮮明に出てくるようなことをやっていいのか否か、それは慎重にならざるを得ない一つの要因である。調布市議会の議員が発言したことは、いくらでも公表していいと思うが、11市の全部の議員に聞いて了承をもらう作業を毎回することは、大変だと思う。その部分の労力を考えての対応を提案したい。

ドゥマンジュ委員：私は、議論が分かれたとき、そこにどのような意見があり、決定されたところこそ大事だと思う。座長が言うように、他の自治体の議員に了承をいただかなくてはいけない、そのための労力は大変だということだが、どこの議員が言ったとかではなく、こういう意見、こういう意見があり、こう決まったことならば、いいのではないかと思うが、いかがか。

伊藤座長：11市にしても、そのような状況であるが、東京都後期高齢者医療広域連合は東京都の23区、26市、及び町村の代表で構成されていて、調布市議会から1人行っているが、事務局がそこに行ってまとめているわけでもないし、その報告を〇〇区議会の議員がこういうことを述べたが、一方こういう形で決まったという報告は無理である。

ドゥマンジュ委員：どこどこの議員がこう言ったと報告するのではなく、議事録に書いてある範囲で、こういう意見があったという報告でよいと思う。

伊藤座長：本会議場での議員の発言は非常に重いので、平成〇〇年〇月のどの議会であれがこういう発言をしている議事録を参考にしたという前置きをして、発言しないと、軽々には発言できないと思う。

川畑副座長：それでは、本会議場における報告範囲拡大については、継続協議といたしたいと思う。よろしく願います。会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回に行う。

#### 4 その他

##### ○ 第16回代表者会議の日程について

第16回代表者会議は10月22日（月）午後2時から、全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料9：第14回代表者会議合意事項

資料42：質問者席設置見積額

資料43：議会改革代表者会議未協議事項

資料44：議員ウェブ情報発信メディア等保有調べ

資料45：第15回検討資料

資料46：調布市議会広報委員会要綱（案）

資料47：市外郭団体一覧

